

舟橋村選挙管理委員会告示第 17 号

期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の住所、氏名、職務を
行うべき日について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 2 項及び公職選挙法
施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10
月 27 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理
者及びその職務代理者に選任した者の住所、氏名及び職務を行うべき日は、次
のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

舟橋村選挙管理委員会
委員長 林 清輝

令和 6 年 10 月 27 日執行 衆議院比例代表選出議員選挙における
期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者

投票管理者		同左職務代理者		職務を行うべき日		
住 所	氏 名	住 所	氏 名	月	日	曜日
舟橋村	工藤 拓也	舟橋村	喜田 義樹	10	16	水
舟橋村	工藤 拓也	舟橋村	喜田 義樹	10	17	木
舟橋村	工藤 拓也	舟橋村	喜田 義樹	10	18	金
舟橋村	工藤 拓也	舟橋村	喜田 義樹	10	19	土
舟橋村	工藤 拓也	舟橋村	喜田 義樹	10	20	日
舟橋村	工藤 拓也	舟橋村	喜田 義樹	10	21	月
舟橋村	工藤 拓也	舟橋村	喜田 義樹	10	22	火
舟橋村	工藤 拓也	舟橋村	喜田 義樹	10	23	水
舟橋村	工藤 拓也	舟橋村	喜田 義樹	10	24	木
舟橋村	工藤 拓也	舟橋村	喜田 義樹	10	25	金
舟橋村	工藤 拓也	舟橋村	喜田 義樹	10	26	土